

現在公募中もしくは公募が予定されている補助金・助成金等各種支援措置のご案内 (主に設備投資・販路開拓費)

※ 全ての支援措置を網羅したものではありませんので、ご了承下さい。
 ※ テレワークを含むデジタル化に関する支援措置等につきましては、当所デジタル化相談窓口(045-671-7463 <https://ycci-dx.jp/>)にお問合せ下さい。
 ※ 横浜市内の事業者の方向けに作成しております。横浜市の事業者の方は、各自自治体にお問合せ下さい。
 ※ 補助対象となる要件や経費の詳細については、ホームページ、公募要領、補助金事務局コールセンター等で必ず確認してください。
 ※ 設備導入費……各補助金・助成金によって定義が異なります。特に、中古設備、車輛、PCやスマホ・プリンタ等の汎用事務機器に関しましては、必ず各公募要領をご確認下さい。
 ※ 販路開拓費等……各補助金・助成金によって定義が異なりますが、概ね右記のような費用が対象です。例)チラシ・ポスターの作成費、WEBサイト制作費、雑誌やネット広告掲載料 など
 ※ 認定支援機関(認定経営革新等支援機関)……税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上であるとして経済産業省に認定されている機関です。横浜商工会議所も認定を受けております。
 ※ 比較表作成の都合上、公募要領等の記載と異なる箇所がございます。また、近年の傾向として、公募要領等が頻りに変更・更新されています。そのため記載内容に關しまして当所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。
 ※ ご申請にあたっては、各制度の公式WEBサイトや公募要領等を必ずご確認頂くと共に、各制度の公募事務局等にお問合せ下さい。また、必要に応じて事前相談等を受けて頂き、ご自身の責任でご申請下さい。

制度名等	申請先	概要	補助対象経費	補助・助成 上限額等	補助率・ 助成率等	公募状況	事前相談 ・確認	ホームページ	問合せ先	
小規模事業者持続化補助金 一般型	A) 通常枠	経済産業省	小規模事業者等が自ら作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づき、商工会議所の支援を受けながら実施する販路開拓等の取組や販路開拓と併せて行う業務効率化(生産性向上)のための取組を支援。	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦資料購入費 ⑧借料 ⑨設備処分費 ⑩委託・外注費	50万円	2/3	未定	◎必須 地域の商工会・商工会議所	https://s23.jizokukahojokin.info/	商工会議所地区 補助金事務局 (TEL)03-4330-3480
	B) 賃金引上げ枠	経済産業省	最低賃金の引き上げが行われる中、それに加えて更なる賃上げを行い、従業員に成長の果実を分配する意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間内に事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者を支援するための特別枠	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦資料購入費 ⑧借料 ⑨設備処分費 ⑩委託・外注費	200万円	2/3 赤字事業者は3/4	未定	◎必須 地域の商工会・商工会議所	https://s23.jizokukahojokin.info/	商工会議所地区 補助金事務局 (TEL)03-4330-3480
	C) 卒業枠	経済産業省	事業規模拡大に意欲的な小規模事業者に対し政策支援をするため、補助事業実施期間中に常時使用する従業員を増やし、小規模事業者として定義する従業員の枠を超え事業規模を拡大する事業者を支援するための特別枠	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦資料購入費 ⑧借料 ⑨設備処分費 ⑩委託・外注費	200万円	2/3	未定	◎必須 地域の商工会・商工会議所	https://s23.jizokukahojokin.info/	商工会議所地区 補助金事務局 (TEL)03-4330-3480
	D) 後継者支援枠	経済産業省	将来的に事業承継を行う予定があり、新たな取組を行う後継者候補として、「アトツギ甲子園」のファイナリスト及び準ファイナリストになった事業者を支援するための特別枠	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦資料購入費 ⑧借料 ⑨設備処分費 ⑩委託・外注費	200万円	2/3	未定	◎必須 地域の商工会・商工会議所	https://s23.jizokukahojokin.info/	商工会議所地区 補助金事務局 (TEL)03-4330-3480
	E) 創業枠	経済産業省	創業した事業者を重点的に政策支援するため、産業競争力強化法に基づく「認定市区町村」または「認定市区町村」と連携した「認定連携創業支援事業者」が実施した「特定創業支援等事業」による支援を公募締切時から起算して過去3か年の間に受け、かつ、過去3か年の間に開業した事業者を支援するための特別枠	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦資料購入費 ⑧借料 ⑨設備処分費 ⑩委託・外注費	200万円	2/3	未定	◎必須 地域の商工会・商工会議所	https://s23.jizokukahojokin.info/	商工会議所地区 補助金事務局 (TEL)03-4330-3480
	F) インボイス特例	経済産業省	免税事業者からインボイス(適格請求書)発行事業者への転換に伴う事業環境変化に対応することに対し政策支援するため、2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった又は免税事業者であることが見込まれる事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、インボイス(適格請求書)発行事業者の登録を受けた事業者に対して、補助上限額を一律50万円上乗せ。	①機械装置等費 ②広報費 ③ウェブサイト関連費 ④展示会等出展費 ⑤旅費 ⑥新商品開発費 ⑦資料購入費 ⑧借料 ⑨設備処分費 ⑩委託・外注費	通常枠・賃金引上げ枠・卒業枠・後継者支援枠・創業枠の各上限枠に50万円の上乗せ	—	未定	◎必須 地域の商工会・商工会議所	https://s23.jizokukahojokin.info/	商工会議所地区 補助金事務局 (TEL)03-4330-3480
IT導入補助金	A) 通常枠	経済産業省 中小企業・小規模事業者等が生産性向上のためのプロセスの改善と効率化に資する方策として、IT導入支援事業者が提供し、あらかじめ事務局に登録された生産性の向上に資するITツール導入費用の一部を補助	ソフトウェア購入費・クラウド利用費(最大2年分)・導入関連費等	(機能要件:1プロセス以上) 下限:5万円 上限:150万円未満 (機能要件:4プロセス以上) 下限:150万円以上 上限:450万円以下	1/2	(公募締切) 第5次締切:令和6年7月19日 第6次締切:令和6年8月23日		https://it-shien.smrj.go.jp/	IT導入補助金2024・2023後期事務局 コールセンター (TEL)0570-666-376	

現在公募中もしくは公募が予定されている補助金・助成金等各種支援措置のご案内 (主に設備投資・販路開拓費)

※ 全ての支援措置を網羅したものではありませんので、ご了承下さい。
 ※ テレワークを含むデジタル化に関する支援措置等につきましては、当所デジタル化相談窓口(045-671-7463 <https://ycci-dx.jp/>)にお問合せ下さい。
 ※ 横浜市内の事業者の方向けに作成しております。横浜市内の事業者の方は、各自自治体にお問合せ下さい。
 ※ 補助対象となる要件や経費の詳細については、ホームページ、公募要領、補助金事務局コールセンター等で必ず確認してください。
 ※ 設備導入費……各補助金・助成金によって定義が異なります。特に、中古設備、車輛、PCやスマホ・プリンタ等の汎用事務機器に関しましては、必ず各公募要領をご確認下さい。
 ※ 販路開拓費等……各補助金・助成金によって定義が異なりますが、概ね右記のような費用が対象です。例)チラシ・ポスターの作成費、WEBサイト制作費、雑誌やネット広告掲載料 など
 ※ 認定支援機関(認定経営革新等支援機関)……税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上であるとして経済産業省に認定されている機関です。横浜商工会議所も認定を受けております。
 ※ 比較表作成の都合上、公募要領等の記載と異なる箇所がございます。また、近年の傾向として、公募要領等が頻りに変更・更新されています。そのため記載内容に關しまして当所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。
 ※ ご申請にあたっては、各制度の公式WEBサイトや公募要領等を必ずご確認頂くと共に、各制度の公募事務局等にお問合せ下さい。また、必要に応じて事前相談等を受けて頂き、ご自身の責任でご申請下さい。

制度名等	申請先	概要	補助対象経費	補助・助成 上限額等	補助率・ 助成率等	公募状況	事前相談 ・確認	ホームページ	問合せ先
IT導入補助金	B)セキュリティ対策推進枠	経済産業省	中小企業・小規模事業者がサイバー攻撃に対するリスクに備えるため、(独)情報処理推進機構が公表する「サイバーセキュリティお助け隊サービスリスト」に掲載されているサービスのうち、本事業においてIT導入支援事業者が提供し、かつ事務局に事前登録されたサービスを利用する際のサービス利用料(最大2年分)の一部を補助	セキュリティサービス利用料	5万円~100万円	(公募締切) 第5次締切:令和6年7月19日 第6次締切:令和6年8月23日		https://it-shien.smrj.go.jp/	IT導入補助金2024・2023後期事務局 コールセンター (TEL)0570-666-376
	C-1)インボイス枠(電子取引類型)	経済産業省	取引関係における発注者が、インボイス制度対応のITツール(受発注ソフト)を導入し、当該取引関係における受注者である中小企業・小規模事業者等に対して無償でアカウントを供与して利用させる場合に、その導入費用の一部を支援する。	インボイス制度対応の受発注ソフトクラウド利用料(最大2年分)	(下限なし)~350万円以下	(公募締切) 第5次締切:令和6年7月19日 第6次締切:令和6年8月23日		https://it-shien.smrj.go.jp/	IT導入補助金2024・2023後期事務局 コールセンター (TEL)0570-666-376
		経済産業省							
	C-2)インボイス枠(インボイス対応類型)	経済産業省	中小企業・小規模事業者等が導入するインボイス制度に対応した会計ソフト、受発注ソフト、決済ソフト、PC・ハードウェア等の経費の一部を補助。	ソフトウェア購入費・クラウド利用費(最大2年分)・導入関連費等・ハードウェア購入費	(1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト ①50万円以下 ②50万円超~350万円 (2)PC・タブレット等 10万円以下 (3)レジ・券売機等 20万円以下	(1)インボイス制度に対応した会計・受発注・決済ソフト ①小規模事業者 4/5 中小企業 3/4 ②2/3 (2)PC・タブレット等 1/2 (3)レジ・券売機 1/2	(公募締切) 第9次締切:令和6年7月19日 第10次締切:令和6年8月2日 第11次締切:令和6年8月23日	https://it-shien.smrj.go.jp/	IT導入補助金2024・2023後期事務局 コールセンター (TEL)0570-666-376
事業再構築補助金	A)成長分野進出枠(通常類型)	経済産業省	ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者や国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援。	①建物費 ②機械装置・システム構築費 ③技術導入費 ④専門家経費 ⑤運搬費 ⑥クラウドサービス利用費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨広告宣伝・販売促進費 ⑩研修費 ⑪廃業費	下限:100万円 上限: ●中小企業等・中堅企業等 (従業員数:上限額) 20人以下:1,500万円(2,000万円) 21~50人:3,000万円(4,000万円) 51~100人:4,000万円(5,000万円) 101人以上:6,000万円(7,000万円) ()内は短期に大規模な買上げを行う場合 (大規模買上げ) 事業終了時点で①事業場内最低賃金+45円、②給与支払総額+6%を達成すること。	中小企業等:1/2(2/3) 中堅企業等:1/3(1/2) ()内は短期に大規模な買上げを行う場合 (大規模買上げ) 事業終了時点で①事業場内最低賃金+45円、②給与支払総額+6%を達成すること。	(公募期間) 令和6年4月23日~令和6年7月26日	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jigyousaikouchiku.go.jp/ コールバック予約システム http://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html
	B)成長分野進出枠(GX進出類型)	経済産業省	ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援。	①建物費 ②機械装置・システム構築費 ③技術導入費 ④専門家経費 ⑤運搬費 ⑥クラウドサービス利用費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨広告宣伝・販売促進費 ⑩研修費 ⑪廃業費	下限:100万円 上限: (従業員数:上限額) ●中小企業等 20人以下:3,000万円(4,000万円) 21~50人:5,000万円(6,000万円) 51~100人:7,000万円(8,000万円) 101人以上:8,000万円(1億円) ●中堅企業等 100万円~1億円(1.5億円) ()内は短期に大規模な買上げを行う場合 (大規模買上げ) 事業終了時点で①事業場内最低賃金+45円、②給与支払総額+6%を達成すること。	中小企業等:1/2(2/3) 中堅企業等:1/3(1/2) ()内は短期に大規模な買上げを行う場合 (大規模買上げ) 事業終了時点で①事業場内最低賃金+45円、②給与支払総額+6%を達成すること。	(公募期間) 令和6年4月23日~令和6年7月26日	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jigyousaikouchiku.go.jp/ コールバック予約システム http://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html

現在公募中もしくは公募が予定されている補助金・助成金等各種支援措置のご案内 (主に設備投資・販路開拓費)

※ 全ての支援措置を網羅したものではありませんので、ご了承下さい。
 ※ テレワークを含むデジタル化に関する支援措置等につきましては、当所デジタル化相談窓口(045-671-7463 <https://ycci-dx.jp/>)にお問合せ下さい。
 ※ 横浜市内の事業者の方向けに作成しております。横浜市の事業者の方は、各自自治体にお問合せ下さい。
 ※ 補助対象となる要件や経費の詳細については、ホームページ、公募要領、補助金事務局コールセンター等で必ず確認してください。
 ※ 設備導入費……各補助金・助成金によって定義が異なります。特に、中古設備、車輛、PCやスマホ・プリンタ等の汎用事務機器に関しましては、必ず各公募要領をご確認下さい。
 ※ 販路開拓費等……各補助金・助成金によって定義が異なりますが、概ね右記のような費用が対象です。例)チラシ・ポスターの作成費、WEBサイト制作費、雑誌やネット広告掲載料 など
 ※ 認定支援機関(認定経営革新等支援機関)……税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上であるとして経済産業省に認定されている機関です。横浜商工会議所も認定を受けております。
 ※ 比較表作成の都合上、公募要領等の記載と異なる箇所がございます。また、近年の傾向として、公募要領等が頻りに変更・更新されています。そのため記載内容に関しまして当所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。
 ※ ご申請にあたっては、各制度の公式WEBサイトや公募要領等を必ずご確認頂くと共に、各制度の公募事務局等にお問合せ下さい。また、必要に応じて事前相談等を受けて頂き、ご自身の責任でご申請下さい。

制度名等	申請先	概要	補助対象経費	補助・助成 上限額等	補助率・ 助成率等	公募状況	事前相談 ・確認	ホームページ	問合せ先
事業再構築補助金	C) コロナ回復 加速化枠(通 常類型)	経済産業省	今なおコロナの影響を受け、コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者や事業再生に取り組む事業者の事業再構築を支援。	①建物費 ②機械装置・システム構築費 ③技術導入費 ④専門家経費 ⑤運搬費 ⑥クラウドサービス利用費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨広告宣伝・販売促進費 ⑩研修費 ⑪廃業費	下限:100万円 上限: ●中小企業等・中堅企業等 (従業員数:上限額) 5人以下:1,000万円 6~20人:1,500万円 21~50人:2,000万円 51人以上:3,000万円	中小企業等:2/3 中堅企業等:1/2	(公募期間) 令和6年4月23日~令和6年7月26日	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jigyousaikouchiku.go.jp/ コールバック予約システム http://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html
	D) コロナ回復 加速化枠(最 低賃金類型)	経済産業省	コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げに影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援。	①建物費 ②機械装置・システム構築費 ③技術導入費 ④専門家経費 ⑤運搬費 ⑥クラウドサービス利用費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨広告宣伝・販売促進費 ⑩研修費 ⑪廃業費	下限:100万円 上限: ●中小企業等・中堅企業等 (従業員数:上限額) 5人以下:500万円 6~20人:1,000万円 21人以上:1,500万円	中小企業等:3/4(2/3) 中堅企業等:2/3(1/2) ()内は、コロナで抱えた債務の借り換えを行っていない者の場合	(公募期間) 令和6年4月23日~令和6年7月26日	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jigyousaikouchiku.go.jp/ コールバック予約システム http://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html
	E) サプライ チェーン強 化枠	経済産業省	ポストコロナの経済社会において、海外で製造する製品の国内回帰や地域のサプライチェーンにおいて必要不可欠な製品の生産により、国内サプライチェーンの強靱化及び地域産業の活性化に資する取組を行う中小企業等に対する支援。	①建物費 ②機械装置(必須)・システム構築費	1,000万円~5億円以内 ※建物費がない場合は3億円以内	中小企業等:1/2 中堅企業等:1/3	(公募期間) 令和6年4月23日~令和6年7月26日	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jigyousaikouchiku.go.jp/ コールバック予約システム http://jigyousaikouchiku.go.jp/callback.html
ものづくり補助金	A) 製品・サ ービス高付 加価値化 枠	経済産業省	●通常類型 革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援 ●成長分野進出類型(DX・GX) 今後成長が見込まれる分野(DX・GX)に資する革新的な製品・サービス開発の取組みに必要な設備・システム投資等を支援	①機械装置・システム構築費(単価50万円以上の設備投資必須) ②技術導入費 ③専門家経費 ④運搬費 ⑤クラウドサービス利用費 ⑥原材料費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨海外旅費(グローバル枠) ⑩通訳・翻訳費(グローバル枠) ⑪広告宣伝・販売促進費(グローバル枠)	(通常類型) 従業員数5人以下:100万円~750万円 6人~20人:100万円~1,000万円 21人以上:100万円~1,250万円 (成長分野進出類型(DX・GX)) 従業員数5人以下:100万円~1,000万円 6人~20人:100万円~1,500万円 21人以上:100万円~2,500万円	(通常類型) 中小企業:1/2 小規模事業者・再生事業者:2/3 新型コロナウイルス回復加速化特例 2/3 (成長分野進出類型(DX・GX)) 2/3	未定	https://portal.monodukuri-hojo.jp/ ものづくり補助金事務局サポートセンター (TEL)050-3821-7013	
	B) グロー バル 枠	経済産業省	海外事業(①海外への直接投資に関する事業、②海外市場開拓(輸出)に関する事業、③インバウンド対応に関する事業、④海外企業との共同で行う事業)を実施し、国内の生産性を高める取組に必要な設備・システム投資等を支援。	①機械装置・システム構築費(単価50万円以上の設備投資必須) ②技術導入費 ③専門家経費 ④運搬費 ⑤クラウドサービス利用費 ⑥原材料費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨海外旅費(グローバル枠) ⑩通訳・翻訳費(グローバル枠) ⑪広告宣伝・販売促進費(グローバル枠)	下限:100万円 上限:3,000万円	中小企業:1/2 小規模事業者:2/3	未定	https://portal.monodukuri-hojo.jp/ ものづくり補助金事務局サポートセンター (TEL)050-3821-7013	
	C) 省力化 (オーダー メイド)枠	経済産業省	人手不足の解消に向けて、デジタル技術等を活用した専用設備(オーダーメイド設備)の導入等により、革新的生産プロセス・サービス提供方法の効率化・高度化を図る取組に必要な設備・システム投資等を支援。	①機械装置・システム構築費(単価50万円以上の設備投資必須) ②技術導入費 ③専門家経費 ④運搬費 ⑤クラウドサービス利用費 ⑥原材料費 ⑦外注費 ⑧知的財産権等関連経費 ⑨海外旅費(グローバル枠) ⑩通訳・翻訳費(グローバル枠) ⑪広告宣伝・販売促進費(グローバル枠)	(従業員数) ・5人以下:100万円~750万円 ・6人~20人:100万円~1,500万円 ・21人~50人:100万円~3,000万円 ・51人~99人:100万円~5,000万円 ・100人以上:100万円~8,000万円	(補助金額が1,500万円まで) ・中小企業 1/2 ・小規模事業者・再生事業者 2/3 (補助金額が1,500万円を超える部分) ・中小企業 1/3 ・小規模事業者・再生事業者 1/3	未定	https://portal.monodukuri-hojo.jp/ ものづくり補助金事務局サポートセンター (TEL)050-3821-7013	

現在公募中もしくは公募が予定されている補助金・助成金等各種支援措置のご案内 (主に設備投資・販路開拓費)

※ 全ての支援措置を網羅したものではありませんので、ご了承下さい。
 ※ テレワークを含むデジタル化に関する支援措置等につきましては、当所デジタル化相談窓口(045-671-7463 <https://ycci-dx.jp/>)にお問合せ下さい。
 ※ 横浜市内の事業者の方向けに作成しております。横浜市外の事業者の方は、各自自治体にお問合せ下さい。
 ※ 補助対象となる要件や経費の詳細については、ホームページ、公募要領、補助金事務局コールセンター等で必ず確認してください。
 ※ 設備導入費……各補助金・助成金によって定義が異なります。特に、中古設備、車輛、PCやスマホ・プリンタ等の汎用事務機器にしましては、必ず各公募要領をご確認下さい。
 ※ 販路開拓費等……各補助金・助成金によって定義が異なりますが、概ね右記のような費用が対象です。例) チラシ・ポスターの作成費、WEBサイト制作費、雑誌やネット広告掲載料 など
 ※ 認定支援機関(認定経営革新等支援機関)……税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上であるとして経済産業省に認定されている機関です。横浜商工会議所も認定を受けております。
 ※ 比較表作成の都合上、公募要領等の記載と異なる箇所がございます。また、近年の傾向として、公募要領等が頻繁に変更・更新されています。そのため記載内容に關しまして当所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。
 ※ ご申請にあたっては、各制度の公式WEBサイトや公募要領等を必ずご確認頂くと共に、各制度の公募事務局等にお問合せ下さい。また、必要に応じて事前相談等を受けて頂き、ご自身の責任でご申請下さい。

制度名等	申請先	概要	補助対象経費	補助・助成 上限額等	補助率・ 助成率等	公募状況	事前相談 ・確認	ホームページ	問合せ先
事業承継・引継ぎ補助金	A) 経営革新枠	<p>事業承継やM&Aを契機として経営や事業を引き継いだ(または引き継ぐ予定である)中小企業者が、引き継いだ経営資源を活用して経営革新等を行う際の費用の一部を補助</p> <p>・創業支援類型(I型): 事業承継を契機に創業(開業や法人設立)を行い、経営革新に取り組む場合 ・経営者交代類型(II型): 親族や従業員への承継によって経営を引き継ぎ、経営革新に取り組む場合 ・M&A類型(III型): 事業再編・事業統合等のM&Aを契機として、経営革新等に取り組む場合</p>	<p>①店舗等借入費 ②設備費 ③謝金 ④外注費 ⑤廃棄費 ⑥産業財産権等関連経費 ⑦原材料費 ⑧旅費 ⑨委託費 ⑩マーケティング調査費 ⑪会場借料費 ⑫広報費</p>	<p>(買上げ) ・実施: 800万円(上限) ・実施せず: 600万円(上限)</p>	<p>①小規模事業者②営業利益率低下③赤字④再生事業者等のいずれかに該当 補助額600万円超~800万円1/2以内 補助額600万円以下2/3以内</p> <p>①~④該当なし1/2以内</p>	未定	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jsh.go.jp/	事業承継・引継ぎ補助金事務局 (TEL)050-3000-3550
	B) 専門家活用枠	<p>後継者不在や経営力強化といった経営資源引継ぎ(M&A)のニーズをもつ中小企業者が、経営資源の引継ぎに際して活用する専門家の費用等の一部を補助</p> <p>・買い手支援類型(I型) 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り受ける予定の中小企業者</p> <p>・売り手支援類型(II型) 事業再編・事業統合に伴い株式・経営資源を譲り渡す予定の中小企業者</p>	<p>①委託費 ②謝金 ④システム利用料 ④廃棄費 ⑤旅費 ⑥保険料 ⑦外注費</p>	<p>下限: 50万円 上限: 600万円 【上乗せ(廃棄費)+150万円以内】</p>	<p>(買い手支援類型) 2/3以内</p> <p>(売り手支援類型) 1/2又は2/3以内</p>	<p>(申請受付期間) 令和6年7月1日~7月31日</p>	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jsh.go.jp/	事業承継・引継ぎ補助金事務局 (TEL)050-3000-3551
	C) 廃業・再チャレンジ枠	<p>M&Aによって事業を譲り渡せなかった中小企業者等の株主や個人事業主が、地域の新たな需要の創造や雇用の創出にも資する新たなチャレンジをするために、既存事業を廃業する場合にかかる経費の一部を補助</p>	<p>①廃業支援費 ②在庫廃棄費 ③解体費 ④原状回復費 ⑤リースの解約料 ⑥移転・移設費用</p>	<p>●再チャレンジ申請 2/3以内 下限: 50万円 上限: 150万円 ●併用申請 1/2又は2/3以内 下限: 50万円 上限: 150万円</p>	<p>●再チャレンジ申請: 2/3以内</p> <p>●併用申請: 1/2又は2/3以内</p>	未定	◎必須 認定経営革新等支援機関	https://jsh.go.jp/	事業承継・引継ぎ補助金事務局 (TEL)050-3000-3551
中小企業者力化投資補助金	経済産業省	<p>人手不足解消に効果があるロボットやIoT等の製品を導入するための経費を国が補助することにより、簡易で即効性のある中小企業の省力化投資を促進し、売上拡大や生産性向上を図るとともに賃上げにつなげることを目的とした補助金。</p>	<p>①製品本体価格 ②導入経費</p>	<p>(従業員数: 上限額) 5人以下: 200万円(300万円) 6~20人: 500万円(750万円) 21人以上: 1,000万円(1,500万円)</p> <p>()内は、補助事業実施期間に①給与支給総額+6%以上かつ②事業場内最低賃金+45%以上とする計画を策定し達成した場合</p>	1/2	<p>(公募申請受付期間) 第1回: 令和6年6月25日~7月19日</p>		https://shoryokuka.smrj.go.jp/	中小企業者力化投資補助事業コールセンター 0570-099-660(ナビダイヤル) 03-4335-7595(IP電話などからの問い合わせ)
業務改善助成金	厚生労働省	<p>事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度。</p>	<p>①機器・設備の導入 ②経営コンサルティング ③その他</p>	<p>(事業規模30人未満の事業者の場合) ・賃金引上額30円以上(引き上げる労働者数)1~10人以上(助成上限額)60~130万円 ・賃金引上額45円以上(引き上げる労働者数)1~10人以上(助成上限額)80~180万円 ・賃金引上額60円以上(引き上げる労働者数)1~10人以上(助成上限額)110~300万円 ・賃金引上額90円以上(引き上げる労働者数)1~10人以上(助成上限額)170~600万円 (助成対象経費) 生産向上等に資する設備投資、経営コンサルティング、その他</p>	<p>事業場内最低賃金 ①900円未満: 9/10 ②900円以上950円未満: 4/5 ③950円以上: 3/4</p>	<p>申請受付期間 令和7年1月31日</p>		https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyou/03.html	業務改善助成金コールセンター (TEL)0120-366-440

現在公募中もしくは公募が予定されている補助金・助成金等各種支援措置のご案内 (主に設備投資・販路開拓費)

※ 全ての支援措置を網羅したものではないので、ご了承下さい。
 ※ テレワークを含むデジタル化に関する支援措置等につきましては、当所デジタル化相談窓口(045-671-7463 <https://ycci-dx.jp/>)にお問合せ下さい。
 ※ 横浜市内の事業者の方向けに作成しております。横浜市内の事業者の方は、各自自治体にお問合せ下さい。
 ※ 補助対象となる要件や経費の詳細については、ホームページ、公募要領、補助金事務局コールセンター等で必ず確認してください。
 ※ 設備導入費……各補助金・助成金によって定義が異なります。特に、中古設備、車輛、PCやスマホ・プリンタ等の汎用事務機器にしましては、必ず各公募要領をご確認下さい。
 ※ 販路開拓費等……各補助金・助成金によって定義が異なりますが、概ね右記のような費用が対象です。例)チラシ・ポスターの作成費、WEBサイト制作費、雑誌やネット広告掲載料 など
 ※ 認定支援機関(認定経営革新等支援機関)……税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一レベル以上であるとして経済産業省に認定されている機関です。横浜商工会議所も認定を受けております。
 ※ 比較表作成の都合上、公募要領等の記載と異なる箇所がございます。また、近年の傾向として、公募要領等が頻繁に変更・更新されています。そのため記載内容にしまして当所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。
 ※ ご申請にあたっては、各制度の公式WEBサイトや公募要領等を必ずご確認頂くと共に、各制度の公募事務局等にお問合せ下さい。また、必要に応じて事前相談等を受けて頂き、ご自身の責任でご申請下さい。

制度名等	申請先	概要	補助対象経費	補助・助成 上限額等	補助率・ 助成率等	公募状況	事前相談 ・確認	ホームページ	問合せ先
神奈川県事業承継補助金	神奈川県	物価高騰や深刻な人手不足等の影響により、優れた経営資源を持ちながら事業継続に課題を抱える中小企業の事業承継を促進し、経営資源・雇用の喪失を防ぐことを目的とする。 (補助要件) ①物価高騰等や深刻な人手不足等による事業環境への影響を乗り越えるために取り組む親族(6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族)以外の第三者(従業員等含む)への事業承継に係る経営資源引継・事業再編事業であること。 ②神奈川県の個人事業税又は法人県民税の対象となる事業者であること。 ③補助事業に係る事業承継は、神奈川県の経営資源を対象とし、引き続き県内で活用するものであること。	【買い手支援】 (A) 第三者への事業承継に伴い、譲渡者において常時使用する従業員だった者を引き続き県内で雇用する取組(人件費) (B) 第三者への事業承継に係る専門家等と連携する取組(謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料) 【売り手支援】 第三者への事業承継に係る専門家等と連携する取組(謝金、旅費、外注費、委託料、システム利用料、保険料)	【買い手支援】 (A) 補助上限額100万円 (B) 補助上限額100万円 【売り手支援】 補助上限額100万円	中小企業: 1/2 小規模事業者: 2/3	(募集期間) 令和6年4月1日～令和7年1月31日	◎必須 神奈川県産業労働局中小企業部 中小企業支援課	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/r6_shoukei.html	神奈川県産業労働局中小企業部 中小企業支援課 (TEL)045-285-0747
神奈川県小規模事業者デジタル化支援推進事業費補助金	神奈川県	人手不足が深刻化する小規模事業者が実施するデジタル技術の活用により業務効率化を図る事業に要する経費に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指す。	①ITサービス導入費 ②機械装置等費 ③HP作成改修費	(補助上限) 50万円	2/3	(公募期間) 令和6年6月3日～11月29日	◎必須 (公財)神奈川県産業振興センター 商工会議所・商工会	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/shokibo_digital/r6.html	小規模デジタル補助金班 (TEL)070-1187-0348
神奈川県中小企業生産性向上促進事業費補助金	神奈川県	物価高騰や深刻な人手不足など、厳しい経営環境に置かれている中小企業が「稼ぐ力」の安定・強化を図り、その利益を原資とした賃上げによって、成長と分配の好循環を生み出していくことが重要であるため、生産性向上に資する設備投資等に対し補助することで、持続的な県経済の発展を目指す。	①機械装置等費 ②ITサービス導入費(補助上限額:50万円) ③施設工事費(補助上限額:100万円)	(補助上限額) 500万円(下限額25万円)	中小企業者: 1/2 小規模事業者: 2/3	(公募期間) 令和6年7月10日～9月30日		https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/seisansei/r6.html	生産性向上補助金事務局 045-315-3755
中小企業省エネルギー設備導入費補助金	神奈川県	中小企業の脱炭素化への取り組みを支援するため、省エネルギー設備の導入に対して補助。 中小企業等が、県内に所有する工場又は事務所その他の事業場において実施する、次の①～⑨の対象設備を既存設備に替えて導入する事業 ①空調設備②LED照明設備③ボイラー④給湯設備⑤コンプレッサー⑥変圧器⑦ガスコージェネレーションシステム⑧エネルギーマネジメントシステム⑨その他知事が適当と認めるもの	①設計費 ②設備費 ③工事費	(補助上限) 500万円 ※「かながわ再エネ電力利用認定事業者」又は「かながわ脱炭素チャレンジ中小企業認証制度」の認証を受けた場合は、上限600万円	1/3	(申請受付期間) 令和6年6月3日～12月27日		https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ap4/cnt/f7226/shouenesetubihojokin.html	中小企業省エネルギー設備導入費補助金審査事務局 050-2030-2714

現在公募中もしくは公募が予定されている補助金・助成金等各種支援措置のご案内 (主に設備投資・販路開拓費)

※ 全ての支援措置を網羅したものではないので、ご了承下さい。
 ※ テレワークを含むデジタル化に関する支援措置等につきましては、当所デジタル化相談窓口(045-671-7463 <https://ycci-dx.jp/>)にお問合せ下さい。
 ※ 横浜市内の事業者の方向けに作成しております。横浜市内の事業者の方は、各自体にお問合せ下さい。
 ※ 補助対象となる要件や経費の詳細については、ホームページ、公募要領、補助金事務局コールセンター等で必ず確認してください。
 ※ 設備導入費……各補助金・助成金によって定義が異なります。特に、中古設備、車輛、PCやスマホ・プリンタ等の汎用事務機器に関しましては、必ず各公募要領をご確認下さい。
 ※ 販路開拓費等……各補助金・助成金によって定義が異なりますが、概ね右記のような費用が対象です。 (例)チラシ・ポスターの作成費、WEBサイト制作費、雑誌やネット広告掲載料 など
 ※ 認定支援機関(認定経営革新等支援機関)……税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一応レベル以上であるとして経済産業省に認定されている機関です。横浜商工会議所も認定を受けております。
 ※ 比較表作成の都合上、公募要領等の記載と異なる箇所がございます。また、近年の傾向として、公募要領等が頻繁に変更・更新されています。そのため記載内容に関しまして当所では責任を負いかねますので、ご了承下さい。
 ※ ご申請にあたっては、各制度の公式WEBサイトや公募要領等を必ずご確認頂くと共に、各制度の公募事務局等にお問合せ下さい。また、必要に応じて事前相談等を受けて頂き、ご自身の責任でご申請下さい。

制度名等	申請先	概要	補助対象経費	補助・助成 上限額等	補助率・ 助成率等	公募状況	事前相談 ・確認	ホームページ	問合せ先
カーボンニュートラル設備投資 省エネルギー化支援助成金	横浜市	中小企業のエネルギー価格高騰対策と脱炭素化を支援するため、省エネルギー化に資する設備の導入経費を助成。	設備費（助成対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（助成対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む助成対象設備の設置に要する経費）とする。なお、設置工事費は設備費と一体として支払われる経費を対象とする。	●簡易申請コース (補助上限)50万円(約100件) ●省エネ診断受診コース (補助上限)300万円(約50件) ※省エネ診断必須。	1/2	(募集期間)(仮エントリー) 令和6年7月1日～7月23日 (申請期限) ●簡易申請コース 令和6年11月29日 ●省エネ診断受診コース 令和6年10月31日	募集期間に仮エントリーする必要あり。 仮エントリー後、抽選・確定となる。	https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/decarbonization/carbonneutral-josei.html	横浜市経済局ものづくり支援課 カーボンニュートラル設備投資 助成担当 045-671-3489
カーボンニュートラル設備投資 太陽光発電導入支援助成金	横浜市	中小企業が事業所に自家消費型の太陽光発電設備を導入する際にかかる経費の一部を助成。	設備費（助成対象設備の購入及び製造等に要する経費）及び設置工事費（助成対象設備の設置に向けた設計に要する経費を含む助成対象設備の設置に要する経費）とする。	●太陽光発電・蓄電システムを同時に導入する場合 (助成額)発電出力に1kwあたり10万円を乗じた額 (上限額)500万円 ●太陽光発電のみを導入する場合 (助成額)発電出力に1kwあたり8万円を乗じた額 (上限額)400万円	-	(申請期間) 令和6年5月下旬～11月29日		https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/solar.html	横浜市経済局ものづくり支援課 カーボンニュートラル設備投資 助成担当 045-671-3489
小規模事業者店舗改修助成金	横浜市	横浜市内で事業を営む小規模事業者が業務改善のために行う店舗等の新たな改修経費の一部を補助 (例) ・和式トイレを洋式トイレにしたい ・座敷席を掘りごたつにしたい ・バリアフリー対策 等 (補助対象にならないもの) ・単なる物品購入 ・新たな業務改善を伴わない従来機能を復旧するだけの修繕費 ・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫等の故障・老朽化による買い替え	店舗改修費	(補助限度額) 20万円	1/2	(申請期間) 令和6年4月1日～11月29日		https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/syogyo/tenpo/jyoseikin/	横浜市経済局商業振興課 045-671-3488
中小企業デジタル化推進支援補助金	横浜市	DX・デジタル化に対応するための設備投資を積極的にできる環境を整え、横浜経済の活性化を図ることを目的として、市内中小企業者のDX・デジタル化をサポートするために、事業規模や投資目的に応じた補助を行う。 ●DXコース(中小企業者) 個別業務・業務プロセスのデジタル化やDXを目的とする事業 ●導入コース(小規模事業者向け) ・紙媒体をベースとしていた業務やアナログで行っていた作業及び個別業務等のデジタル化を目的とした事業	●DXコース ①ソフトウェア導入費用 ②クラウド費 ③デジタル化に係る機器 ④外注・委託費 ⑤専門家経費等 ●導入コース ①ソフトウェア導入費用 ②クラウド費 ③デジタル化に係る機器 ④初期設定費	(補助限度額) ●DXコース：上限100万円 下限30万円 ●導入コース：上限10万円	1/2	(申請期間) 令和6年5月15日～10月31日		https://www.city.yokohama.lg.jp/business/kigyoshien/keieishien/capex/it-iot.html	横浜市経済局ものづくり支援課 中小企業デジタル化推進支援補助金担当 045-671-3490